

第三者評価結果

事業所名：ひよし保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>法人の園長ミーティングで、保育理念や保育方針に基づいて全体的な計画の骨子を作成しています。子どもの権利条約に則った保育を行うことや保育所保育指針が示している養護に関わる配慮事項、教育における0歳児の3つの視点と1歳以上児の5領域について、ねらいと内容、職員の配慮事項を記載しています。その後、職員ミーティングで、子どもと家庭の状況や地域の実態を考慮して、全体的な計画の骨子に追記、修正を行い、園としての全体的な計画を完成させています。毎年1月ごろから、年間の保育実践や各種活動に関する振り返りを通して、職員ミーティングで意見交換を行いながら、全体的な計画の評価と見直しを行い、次年度の計画作成につなげています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各保育室は、園庭に面した大きな窓から適度な自然光が入り込み、明るく開放的な空間となっています。職員は、こまめに室内の温湿度を確認し、適切な空調管理を行っているほか、衛生管理マニュアルに沿って、各場所の清掃とおもちゃや午睡用ベッドなどの消毒を行い、常に清潔な状態が保たれるようにしています。温もりが感じられる木製のテーブルやイス、背の低い棚などは子どもの動線に配慮して配置しています。1階と2階にあるホールには、絵本棚やベンチ、マットを配置した絵本コーナーがあり、1階には薪ストーブも設置され、家庭的な雰囲気の中で子どもがくつろいだり、気持ちを落ち着かせたりできる心地よい空間となっています。午睡の前に絵本を読み聞かせたり、オルゴールを使用するなどして、子どもが穏やかに入眠できるよう配慮しています。1歳児クラスのトイレは部屋の一部のように設置されており、子どもが行きやすい工夫が施されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>職員は、丁寧に子ども一人ひとりと関わりを持ちながら、個人差を十分把握できるようにしています。子どもの状況については職員間で共有し、一人ひとりの状況に応じた対応方法を確認し合って保育にあたっています。また、子どもの気持ちに寄り添い、欲求を受け止めることで、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。「マニュアル」には保育を行う上で大切にすることについての記載があり、職員ミーティングで事例検討や意見交換を行って、子どもへの適切な対応や言葉かけについて学び合っています。また、せかす言葉や制止させる言葉を使わずに、言葉を言い換えるなどして、子どもにわかりやすい言葉遣いで伝える事を職員間の共通認識として実践しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どものやろうとする気持ちを大切に、さりげない声かけや援助で、子どもが自分でできた喜びを味わえるようにしています。着替えの際は、子どもが手に取りやすい位置に洋服を並べたり、職員が洋服のたたみ方の見本を見せたり、子どもが前向きな気持ちで取り組めるよう工夫、支援しています。健康的な体づくりや病気の予防のために食事や睡眠が大切なことや手洗い、うがいを習慣づけることなどを絵本や紙芝居を用いて子どもにわかりやすく伝えていきます。また、手洗い場に手洗い方法のイラストを掲示したり、歌を歌いながら手洗い方法を覚えられるようにするなど、子どもが楽しみながら、習得できるようにしています。体を動かす活動の際は、様子を見ながら休息を促すなど、子どもの体調に配慮しながら、静と動のバランスを考慮して活動内容を設定しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室には、子どもの興味や関心に応じておもちゃや絵本、様々な素材や道具を準備して、子どもが好きなおもちゃを選んだり、制作を楽しんだりして、主体的に活動できる環境を整備しています。3歳児クラスから当番活動を導入し、友だちと協力し合って役割を果たすことなどを経験できるようにしています。広々とした園庭では、すべり台や砂場、ロッククライミングなどで遊んだり、異年齢と一緒に動物のいる公園に散歩に行くなど、戸外遊びや体を動かす遊びを多く取り入れ、身近な自然と触れ合えるように配慮しています。近隣の農家でさつま芋掘りをしたり、消防署に見学に出かけたり、園庭開放で地域の親子と一緒に遊ぶなど、地域の人と接する中で、挨拶などのマナーを自然に身につけられるようにしています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児クラスでは、ゴザを敷いて子どもたちがおもちゃでじっくり遊んだり、ゆったりと過ごせるよう環境を整備し、ハイハイやつかまり立ちなど子どもの発達段階に応じて安全に活動できるようにスペースづくりを工夫しています。年間を通して、授乳や食事、おむつ替えなどの援助は、なるべく同じ職員が行う体制とし、一対一の応答的な関わりを大切にして保育にあたり、愛着関係を形成できるようにしています。感触を楽しめるよう、ビニール袋に粘土を入れたものや布製のおもちゃ、手作りのお手玉などのほか、指先を使って遊べるよう、ひもなどを使った壁掛けおもちゃを準備して興味や関心が広がるよう配慮しています。子どもの体調管理や離乳食の進め方などについて、保護者から家庭での様子を聞き取り、看護師や栄養士とも連携を図りながら、個々の状況に応じた対応を行っています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 1、2歳児クラスでも、0歳児クラスと同様に、なるべく同じ職員が関わりを持ちながら、保育にあたるように体制を整えています。子どもの自我の育ちを受けとめて一人ひとりの気持ちに寄り添いながらの対応を心がけています。1歳児の子どもたちは、散歩で職員と手をつないで歩くことを楽しんだり、園庭での砂場遊びや室内でのままごとなどでじっくり遊び込めています。2歳児になると、散歩で歩く距離を少しずつ伸ばしていき、年上の子どもたちと一緒に園庭で遊ぶことも増えたり、おうちごっこで友だちとの会話も楽しめるようになっていきます。友だちとの小さな揉め事の際には、職員が双方の思いを聞きながら仲立ちし、自分の気持ちを言葉で表現できるよう援助しています。食育活動で栄養士との関わりを持ったり、3～5歳児クラスでは英語の外部講師と挨拶を交わすなど、保育士以外の大人とのかかわりも持てるようにしています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3～5歳児クラスでは、月1回程度、ピアノに合わせて体を動かす「リズム」の活動を合同で行っており、4、5歳児が3歳児に動き方を教えてあげたり、3歳児が4、5歳児の動きを見て真似したり、思いやりやあこがれの気持ちを育みながら、ともに育ち合える環境を作り出しています。3歳児クラスでは、一日の流れの中で見通しを持って行動できるよう言葉がけを行い、ルールのある集団遊びを楽しむなど集団の中で安定できるようにしています。4歳児クラスでは、「音」をテーマに遊びを取り入れ、笑い声や様々な生活音などを発見していく中で、友だちが意見を発表するときは静かにすると声が聞こえるなどの気づきにつなげています。5歳児クラスでは、「わくわくげきじょう」で、劇のセリフや配役、衣装などをみんなで相談して決めて、当日の発表を通して自信につなげています。子どもの協同的な活動については、園のホームページなどで地域に向けて発信しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園舎内は、段差のない造りとなっていて、エレベーターやみんなのトイレを設置し、障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備しています。障害のある子どもの個別の指導計画は、クラスの指導計画と連動させて作成し、日々の子どもの様子は個別日誌に記録しています。子ども同士が自然に関わりを持ちながら、ともに育ち合えるよう配慮して、子どもの状況を見ながら一緒に活動ができるようにしています。保護者とは随時面談を行うなどして子どもの状況を共有し、対応方法などを確認しています。川崎市南部地域療育センターの巡回訪問でアドバイスなどを受けて指導計画に反映させています。職員は、障害児保育に関する園内研修や外部研修で専門的な知識を深めています。障害のある子どもの保育に関する園の方針などは保護者懇談会で保護者に伝えています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画や各クラスの指導計画に、長時間保育についての配慮事項を記載しています。年齢ごとに作成しているデイリープログラムには、連続性に配慮して一日の流れを設定し、職員の配慮事項を記載して週案の作成に生かしています。異年齢で一緒に過ごす時間帯は、ゆったりと座って遊ぶおもちゃや絵本、トランプなどを準備するなどしておだやかに過ごせるようにしています。降園時間や保護者の希望に応じて、夕食か補食の提供を行っています。職員間の引き継ぎは、口頭で申し送りを行うほか、各クラスの伝達ノートを用い、適切に保護者へ伝達できるようにしています。担任職員が保護者と十分に連携が図れるよう、シフトを調整して直接やり取りを行えるようにしているほか、電話で対応するなどして配慮しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 5歳児クラスの指導計画とアプローチカリキュラムに、就学に向けた活動内容や配慮事項を記載して保育の実践につなげています。楽しみながら文字や数字に親しめるよう、友だち同士で手紙を書いたり、ワークを活用したり、時間を意識して行動できるよう、時計の見方を伝えるなどしています。また、午睡の時間を1月頃から徐々に短くするなど、就学に向けて生活リズムを整えるようにしています。近隣の小学校を訪問したり、近隣保育園との年長児交流で一緒に遊ぶなど、小学校以降の生活に見通しを持てる機会を設けています。保護者とは10月頃に個人面談を行い、就学に向けた配慮事項などを確認しています。川崎市が主催する接続期に関する研修に5歳児の担任職員が参加しており、小学校教員と情報共有しています。保育所児童保育要録は、担任職員が作成し、主任が確認後、園長が最終確認を行って完成させ、就学先の小学校に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルと年間の保健計画を整備して、日々の健康状態の確認と年間を通じた保健指導の取組を行っています。看護師は毎朝、各クラスを回って保育士と情報共有し、子どもたちの健康状態を確認して保健日誌を記録しています。保育中の体調悪化や怪我の際は、速やかに保護者に電話連絡を行って事後の対応などを確認し、伝達ノートや口頭での申し送りで全職員に周知しています。既往症や予防接種状況については、最新の情報を保護者に申し出てもらい、看護師が児童票に追記して職員間で共有しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策として、チェック表を用いて午睡中の呼吸や顔色などを確認しており、園での対策方法や家庭での注意事項などを入園時に保護者に説明しています。毎月、保健だよりをアプリ配信し、園での保健指導の内容や健康管理の取組を保護者に伝えています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 園の嘱託医による健康診断と歯科健診は、川崎市の規程に則り、適切に実施しています。結果は、健康記録表に記載して個別にファイリングし、結果に基づく配慮事項などを職員間で共有しており、0～2歳児の子どもの場合は、配慮事項などを個別の指導計画に反映させて保育に生かせるようにしています。看護師は、健康診断や歯科健診の結果を受けて、保健指導の内容を考慮しながら、手洗いやうがい、石けんの使い方など、年齢に応じて子どもにわかりやすく伝えています。保護者へは、連絡用アプリで報告し、個別の対応が必要な場合は看護師が直接説明するなどしています。健康診断や歯科健診の前には、保護者からの相談や質問を受け付け、嘱託医からのアドバイスや回答を聞き、保護者にフィードバックしています。嘱託医とは電話で子どもの体調などについて相談するなど、日常的に連携を図っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と園のアレルギー対応マニュアルに基づいて、アレルギー疾患や慢性疾患のある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な対応を行っています。また、主治医の意見書を定期的に提出してもらい、医師の指示に基づいた対応を行っています。食物アレルギーのある子どもに対しては、毎月の献立表を保護者と担任職員が確認しているほか、半年に一度、栄養士や看護師も同席して面談を実施し、子どもの状況や対応方法を確認しています。食事を提供する際は、専用のトレイや食器、食具、名札を使用し、調理職員と保育士によるダブルチェック、声出し確認を行って事故防止に努めています。食事中は、席の配置に配慮し、職員がそばに付いて対応しています。職員はアレルギー対応に関する外部研修に参加して情報を共有しているほか、事故発生時の対応について職員ミーティングで確認し合っています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 年間の食育計画を作成し、年齢に応じたさまざまな食育活動を実施しています。5歳児クラスは、園の畑で稲を栽培し、収穫しておにぎりを作って皆で食べるなど、食に関する豊かな経験ができるようにしています。時には、1階と2階のテラスで、おやつを食べたり、収穫したさつま芋を1階ホールの薪ストーブで焼き芋にして食べたり、5歳児のリクエストメニューを卒園前に取り入れるなど、子どもたちが食事を楽しめるように工夫しています。3～5歳児は自分で食べられる量を職員に伝えて量を調整してもらい、完食する達成感を感じられるように配慮しています。苦手な食材は、無理強いせずに言葉がけを工夫して援助しています。陶器の食器を用いて家庭的な雰囲気を出し、年齢や発達に応じて器の形状や重さを変えています。毎月発行している給食だよりと日々の給食サンプルの写真を連絡用アプリで配信しているほか、玄関に給食サンプルを掲示して、お迎え時に保護者が確認できるようにしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 栄養士は、成長曲線やカウプ指数を定期的に確認し給与栄養目標量の設定を適切に行い、子どもの発育状況を考慮して献立表を作成しています。離乳食は、個々の状況に応じて食材の大きさや硬さを変更するなどして個別に対応しています。栄養士は、子どもの食べている様子を見て回り、日常的に保育士と子どもの喫食状況について情報交換を行っているほか、月一度の給食会議では、味付けや食材の大きさ、硬さなどについて、職員から意見を聞くなどして、調理方法の見直しにつなげています。旬の食材を多く使用し、四季折々の行事食を取り入れて季節感のある献立作りを工夫しています。給食に関する衛生管理マニュアルを整備し、給食室内の清掃及び消毒、食材の管理を適切に実施して、子どもが安心して食べることのできる食事の提供に努めています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 日々の登降園時の会話を大切に子どもの様子を伝え合っているほか、0～2歳児クラスでは、連絡帳のアプリで毎日保護者とやり取りを行い、子どもの状況を共有しています。3～5歳児クラスでは、日々の活動の様子を「クラスノート」として写真も使用し、アプリで配信しています。年2回の保護者懇談会や毎月の園だよりやクラスだよりのアプリ配信を通して各クラスの活動内容やクラスの目標などを保護者に伝えています。0～2歳児クラスでは年一度、保育参観を行い、園での子どもの様子を直接保護者に見てもらえる機会を作っており、3～5歳児クラスでは、年一度の保育参加で子どもと一緒に行事に向けた制作を行うなど、園での活動を体験してもらっています。個人面談は年1回実施し、面談記録を記載して必要とする職員間で共有しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園長はじめ職員は、保護者との日々のコミュニケーションの中で、笑顔で気持ち良く挨拶を行い、保護者が話しやすい雰囲気づくりを心がけています。登降園時などに保護者から相談があった場合などは、保護者の話を丁寧に傾聴し、気持ちを受けとめながら共感することで信頼関係を築いていくよう対応しています。相談の内容によっては、改めて保護者の都合に応じて日時を設定し、園長や主任が相談対応についてアドバイスを行うなどして適切な対応ができるよう体制を整えています。また、必要に応じて園長や主任が同席したり、看護師や栄養士が専門的な立場から対応するなどしています。職員は、保護者対応に関する外部研修に参加しているほか、園内研修で法人の部長による講義を受けるなどして必要な知識を習得できるようにしています。相談内容については、詳細を記録して職員間で情報を共有し、継続的にフォローができるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待防止に関するマニュアルに、虐待の定義や種類、発見のポイント、発見時の対応方法などを明記して、園内研修で家庭での虐待等権利侵害の早期発見や対応策などを学び合っています。職員は、登園時や保育中の着替え時などに身体の状態を確認しているほか、子どもの言動、保護者の様子、服装、食事の状況などを注意深く観察し、家庭での虐待等権利侵害の予防や早期発見に努めています。虐待の可能性のある場合は、マニュアルに沿って、速やかに報告と共有化を図り、対応方法を協議しています。状況については、経過観察を行いながら、写真も用いて記録をとり、組織的に対応する体制を整備しています。また、必要に応じて、幸区役所地域みまもり支援センターと情報共有を図り、連携して対応する体制となっています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各クラスの保育実践の振り返りは、クラス内での話し合いや乳児ミーティング、幼児ミーティングなどで行い、活動の結果だけにとらわれず、子どもの心の育ちに留意して、指導計画の評価欄に記載しています。また、職員会議では、各クラスの振り返りの内容を職員ミーティングで報告し合い、職員相互の意識向上につなげています。職員個々の自己評価は年2回、法人で作成している自己評価シートを用いて実施しており、園の自己評価は、職員自己評価結果や保護者CSアンケートの結果を踏まえて毎年3月に行っています。法人では、系列4園の自己評価を集約しており、さらなる保育の質の向上を目指して、合同の研修や年齢ごとの合同ミーティングを実施するなどして、職員のスキルアップと組織力の向上を図る取組を進めています。</p>	